



# 秋田県公報

## 目次

ページ

規 則	
秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(三・自然保護課)	1

## 規 則

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三号

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十九号)の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄